

2022年8月1日

株式会社証券保管振替機構

1. 改正趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社法（平成17年法律第86号）が改正され、株主総会資料の電子提供制度が創設された。また、併せて、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）により、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）が改正された。

これらの改正のうち、2022年9月1日施行分について株式等振替制度における対応を行うため、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）及び「株式等振替制度に係る手数料に関する規則」（以下「手数料規則」という。）の一部改正を行う。

2. 改正概要

（1）株主総会資料の電子提供

振替法第159条の2第1項により、上場会社等の振替株式の発行者は、会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨を定款で定めることが必要となる。これにあわせ、株式等振替制度において取扱対象とする株式等の要件に、会社法に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するものであることを追加する。

（規程 第6条）

（2）書面交付請求

会社法第325条の5第2項により、株主は、株式会社に対して株主総会資料を記載した書面の交付を請求することができ、その書面交付請求は、振替法第159条の2第2項により、その直近上位機関を経由してすることができることとされたことから、株式等振替制度において、株主が口座管理機関を経由して発行者に対して行う書面交付請求の取次ぎの手続を整備する。

（規程 第2条、第25条、第172条の2、第271条、第272条、規則 第18条、第237条の2、第237条の3、第237条の4、別表3）

（3）振替制度利用料

振替株式、振替投資口及び振替優先出資について、発行者に関する手数料の振替制度利用料の定額部分、定率部分それぞれについて下表のとおり引き上げる。

		現在	改正後
定額部分 取扱銘柄1銘柄につき月額		42,000円	42,400円
定率部分 株主等1人につき月額	2万人以下の部分	3.60円	3.63円
	2万人超10万人以下の部分	2.52円	2.54円
	10万人超の部分	1.08円	1.09円

(手数料規則 別表)

3. 施行日

この改正規定は、2022年9月1日（木）から施行する。

ただし、規程 第172条の2第3項から第11項、第271条第1項及び第272条第1項、規則 第237条の2第2項から第4項、第237条の3、第237条の4及び別表3は、2022年9月5日（月）から施行する。

以 上